

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 産業観光部 農林政策課 |
| 委託業務番号 | 令和2年度 長農林第1号 |
| 委託業務名称 | 6次産業化人材育成・ブランド化推進事業支援業務委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市内 |
| 業務の概要 | <p>「小谷城スマートIC栽培実験農場」等で、産学官が連携し、6次産業化を支える人材育成や地域伝承野菜のブランド化を推進する事業等を実施し、収益性のある農業経営のモデル作りなど新たなアグリビジネスを推進する事業の実証及び調査研究、情報発信を行う。また、小谷城スマートIC周辺の6次産業化拠点整備に向け、市内農家や企業の情報収集とビジネスマッチングの実施並びに周辺地域への理解促進やネットワーク構築を行う。</p> <p>(1) 施設園芸による地域農業の振興 (2) 地域伝承野菜「尾上菜」のブランド化の推進 (3) 高付加価値農産物「しょうが」の実証栽培 (4) 水田を活用した野菜の生産振興 (5) スマート農業の調査研究 (6) ビジネスマッチング</p> |
| 履行期間 | 令和2年4月1日 から令和3年3月31日まで |
| 契約年月日 | 令和2年4月1日 |
| 契約額(税込) | 金13,000,000円 |
| 契約の相手方 | <p>[所在地又は住所] 長浜市田村町1281番地8</p> <p>[商号又は名称] 一般社団法人バイオビジネス創出研究会</p> |
| 契約相手方の選定理由 | <p>(一社)バイオビジネス創出研究会は、地域からバイオビジネス産業の創出を目指し、長浜バイオ大学と連携を保ち、バイオ産業の情報提供や研修会の開催、地域企業に対する創業・事業化支援等を行う長浜市創業支援事業計画の民間支援事業者に位置づけられた市内に唯一の法人である。</p> <p>また、当法人は、長浜バイオインキュベーションセンターの指定管理者であり、ベンチャー企業等の新分野進出支援に関して経験豊富なインキュベーションマネージャーや外部専門家を多く有している。</p> <p>過去4年間の業務委託においては、6次産業化人材育成(ビニールハウスを使った就農実習)及びブランド化推進事業(地域伝承野菜「尾上菜」のブランド化推進)、高付加価値農産物「あおばな」の6次産業化、水田野菜のモデル農場の整備及び情報発信(水田を活用したキャベツ、玉ねぎの実証栽培、情報発信)の実施において、市内農家や地元農業協同組合、長浜バイオ大学や長浜農業高等学校等、関係機関とのネットワーク構築を中心に業務実績を残している。</p> <p>本事業の実施には、これまで培ってきた当法人のネットワークを最大限に活用する必要があり、これらのノウハウやネットワークを保有する法人は他には存在しないことから本事業の委託契約先として、当法人を選定したものである。</p> |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |